中小企業労働相談所に寄せられた相談をもとに、お答えします。

Q　仕事中のケガや病気で治療を受けたり、会社を休んだ場合、何か補償はありますか？

A　**仕事中（通勤含む）**のケガ・病気のために病院等で治療を受けたり、入院等により会社を休むことになった場合、労災保険による給付を受けることができます。会社は労災保険への加入が義務づけられており、保険料は全額会社が負担することになっています。労災保険の給付は様々な種類がありますが、ここでは治療と休業に対する給付を紹介します。

【病院等で治療を受ける場合】

病院等で治療を受ける場合は、労災保険の「療養（補償）給付」により、治療費を病院経由で労働基準監督署に請求するため、無料で治療を受けることができます。「療養（補償）給付」を受ける場合は、「療養補償給付たる療養の給付請求書」（業務上の傷病の場合）もしくは「療養給付たる療養の給付請求書」（通勤中の傷病の場合）に必要な事項を記入して、病院や薬局等に提出します。

【入院等で会社を休む場合】

入院等で会社を休み、給与が支給されない場合は、休業4日目から労災保険の休業（補償）給付が支給されます。なお、仕事中のケガや病気による休業3日目までは、会社が補償することになっています。

1日当たりの「休業（補償）給付」の額は、概算ではケガや病気になる前の賃金の6割程度が支給されます。また、「休業（補償）給付」とは別に「休業特別支給金」があり、ケガや病気になる前の賃金の2割程度が支給されます。

「休業（補償）給付」を受ける場合は、「休業補償給付支給請求書」（業務上の傷病の場合）もしくは「休業給付支給申請書」（通勤中の傷病の場合）に必要事項を記載して、労働基準監督署に提出します。

※「休業特別支給金」の支給申請については、休業（補償）給付の支給申請と一緒に行います。
　詳しくは、最寄りの労働基準監督署にお問い合わせ下さい。

【（参考）私生活でのケガや病気の場合】

会社の健康保険に加入している人が、私生活でのケガや病気で治療を受けたり、会社を休んだ場合は、労災保険ではなく、会社の健康保険による給付を受けることになります。病院等で治療を受けた場合は「療養の給付」、会社を休む場合は、会社を休んで連続4日目から「傷病手当金」を受けることになります。

健康保険について詳しくは、協会けんぽにお問い合わせ下さい。

このような問題についてお困りの場合は、宮崎県中小企業労働相談所にご相談ください。

◆相談先◆　宮崎県中小企業労働相談所(宮崎/日南/都城/延岡)　宮崎県中小企業労働相談所　検索

TEL　宮崎：0985-44-2618/日南：0987-22-2714/都城：0986-23-4518/延岡：0982-33-2862

◆お問合せ先◆　宮崎県雇用労働政策課労政福祉担当　TEL：0985-26-7106